

野洲市交通ネットワーク構想検討委員会設置要綱

平成24年6月1日
告示第126号

(設置)

第1条 野洲市を中心として、広域的な交通体系を市民のニーズや社会経済情勢の変化に即した見直しを検討するため、野洲市交通ネットワーク構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、野洲市の交通ネットワーク構想の検討を行う。

(委員等)

第3条 委員会の委員は、12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 市長が必要と認める者

3 前項の規定にかかわらず、同項第4号の委員を公募しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部道路河川課国県事業対策室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年6月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この告示は、平成24年7月1日から施行する。